

松江市人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市人材育成支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に本社を有するもの
 - イ 市内に製造拠点を有するもの
 - ウ 市内に開発拠点を有するもの
- (2) 製造業 日本産業標準分類(令和5年総務省告示第256号)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 情報通信業 日本産業標準分類に定める大分類に掲げる産業のうち、情報通信業に属するものをいう。
- (4) 人材育成計画 中小企業者が自社の人材を育成するために、自らが計画して主催する研修会又は教育訓練の実施、他のものが主催する研修会又は教育訓練への派遣等の必要な要素をとりまとめて策定したものをいう。
- (5) 国家資格 国の法律に基づいて、国、地方公共団体、法律で指定された団体が主体となり実施する、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事すると証明される資格をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市人材育成支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が人材育成計画に基づいて実施する研修、教育訓練又は国家資格の受験に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって市の産業振興に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	人材育成に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合や市外に勤務する従業員等が対象となるものを除く。 (1) 研修等受講支援事業 人材育成計画に基づき、自らが計画して主催する研修会若しくは教育訓練の実施又は他のものが主催する研修会若しくは教育訓練への派遣等とする。 (2) 技能検定取得支援事業 製品の製造工程又は開発工程上において、自社の主たる事業と関連性を有する国家資格の取得とする。
補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、30万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業又は情報通信業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	令和8年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 人材育成計画書
- (2) 補助事業の概要補足資料
- (3) 見積書及びその明細の写し
- (4) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 人材育成報告書
- (3) 補助事業の実施が確認できる資料
- (4) 補助対象経費に係る請求明細が分かるもの
- (5) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (6) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 研修等受講支援事業

経費区分	内 容
委託費	研修を受講するために招聘した専門家等に支払う経費
会場費	会場借り上げ料
教材費	教材の購入及びレンタル等に要する経費
負担金	受講料
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

(2) 技能検定取得支援事業

経費区分	内 容
負担金	補助対象に定める検定試験等（当該年度内に可否の確認ができる試験に限る。）の受験費用のうち、試験合格者に係る費用（科目合格は除く。）

備考 補助金の交付決定前に、国家資格の受験費用を支払った場合において、前払いをすることがやむを得ないと市長が認める場合に限り、当該前払いした経費を補助対象経費として計上することができる。